

改正 平成二十七年一月二日 四日

令和 三年 六月一日

同 三年一月二日 三日

目次

第一章 総則(第一条―第三条)	
第二章 外国法事務弁護士法人名簿及び届出(第四条―第十四条)	
第三章 従たる事務所(第十五条)	
第四章 外国法事務弁護士法人等の権利義務(第十六条―第二十一条)	
第五章 会費(第二十二条―第二十五条)	
第六章 雑則(第二十六条・第二十七条)	
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、会則第九十七条の三第二項及び外国特別会員基本規程(会規第二十五号)第四十一条の二の規定に基づき、外国法事務弁護士法人に関する事項を定めることを目的とする。

(使命等)

第二条 外国法事務弁護士法人は、基本的人權を擁護し、社会正義を実現することを使命とするものであることを自覚し、その使命に基づき、誠実にその業務を行わなければならない。

2 外国法事務弁護士法人は、常に法令が適正に運用されているかどうかを注意し、いやしくも非違不正を発見したときは、その是正に努めなければならない。

(外国法事務弁護士法人に対する通知)

第三条 外国法事務弁護士法人に対する通知は、法律又は会則若しくは会規に別段の定めがある場合を除いては、外国法事務弁護士法人の主たる事務所に宛ててする。

第二章 外国法事務弁護士法人名簿及び届出

(外国法事務弁護士法人名簿)

第四条 本会に、外国法事務弁護士法人名簿を備える。

2 外国法事務弁護士法人名簿は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によって、調製することができる。

(外国法事務弁護士法人名簿の記載事項等)

第五条 外国法事務弁護士法人名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 一 外国法事務弁護士法人の名称並びに主たる事務所の名称及び所在場所
- 二 従たる事務所の名称及び所在場所
- 三 所属弁護士会

四 社員の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。以下同じ。)、登録番号、原資格国の国名、指定法の名称、所属弁護士会及び登録事務所(外国特別会員基本規程第十条第三項第五号の規定により外国法事務弁護士名簿に登録された事務所をいう。第八号を除き、以下同じ。)

五 業務を執行する権利(以下「業務執行権」という。)を有しない社員の氏名

六 代表社員の氏名(外国法事務弁護士法人を代表しない社員がある場合に限る。)

七 使用人である外国法事務弁護士の名、登録番号、所属弁護士会及び登録事務所

八 使用人である弁護士の名、登録番号、所属弁護士会及び登録事務所(会則第十八条第三号の規定により弁護士名簿に記載し、又は記録された事務所をいう。)

九 成立の年月日

十 届出番号

十一 届出の年月日及びその種別

十二 記載又は記録に係る事項の変更の年月日及びその事由

十二の二 種類の変更に関する次に掲げる事項

イ 種類の変更の年月日

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる外国法事務弁護士法人の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 種類の変更により弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）から外国法事務弁護士法人となった者 種類の変更前の共同法人に係る事項

(2) 種類の変更により外国法事務弁護士法人から共同法人となった者 種類の変更後の共同法人に係る事項

十三 合併に関する次に掲げる事項

イ 合併の当事者及びその年月日

ロ 次の(1)から(3)までに掲げる外国法事務弁護士法人の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める事項

(1) 合併により設立し、又は合併後存続する外国法事務弁護士法人 合併により消滅した外国法事務弁護士法人に係る事項

(2) 合併により消滅した外国法事務弁護士法人 合併により設立し、又は合併後存続する外国法事務弁護士法人又は共同法人に係る事項

(3) 合併により外国法事務弁護士法人から共同法人となった者 合併後の共同法人に係る事項

十四 懲戒の処分

十五 解散の年月日及びその事由

十六 清算人の氏名

十七 清算終了又は破産手続の廃止若しくは終結の登記及び退会の年月日

（成立の届出）

第六条 外国法事務弁護士法人は、成立の日から二週間以内に、前条第一号から第九号までに掲げる事項を本会に届出なければならぬ。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

一 成立届出書

二 登記事項証明書

三 定款の写し

3 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。）第六十四条第二項において準用する外国弁護士法律事務取扱法第四十六条第二項ただし書の規定により事務所の名称中に法律事務の処理を目的とする社員の原資格国の法人、組合その他の事業体で社員が所属するもの（以下「所属事業体」という。）の名称を用いる場合には、本邦において当該所属事業体の名称を用いている他の外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人がいないこと又は既に当該所属事業体の名称を用いている他の外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人と事務所を共にすることを誓約する書面を添付しなければならない。

（変更の届出）

第七条 外国法事務弁護士法人は、種類の変更、解散及び合併によるときを除き、次に掲げる事由が生じた日から二週間以内に、変更に係る事項及びその内容を本会に届け出なければならない。

一 第五条第一号から第八号までに掲げる事項の変更

二 登記事項の変更

三 定款の変更

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。ただし、登記事項に変更がない場合にあつては第二号に、定款に変更がない場合にあつては第三号に掲げる書類の提出を要しない。

一 変更届出書

二 登記事項証明書

三 定款の写し

3 外国弁護士法律事務取扱法第六十七条第二項において準用する弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の二十四の規定により外国法事務弁護士法人を継続する場合における第一項の規定による届出には、前項第一号に掲げる書類にその旨を記載し、同条の同意を証する書面の写しを添付しなければならない。（種類の変更の届出）

第七条の二 種類の変更により共同法人から外国法事務弁護士法人となった者は、種類の変更の日から二週間以内に、第五条第一号から第八号まで及び第十二号の二に掲げる事項を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

一 種類変更届出書

二 登記事項証明書

三 種類の変更前の共同法人に係る登記事項証明書

四 定款の写し

3 第六条第三項の規定は、第一項に規定する届出について準用する。

(解散の届出)

第八条 外国法事務弁護士法人は、解散したとき（外国弁護士法律事務所取扱法第六十七条第二項において準用する法第三十条の二十三第一項第三号又は第六号に掲げる事由により解散したときを除く。）は、解散の日（第二十七条の申立てにより選任された清算人が行う場合は、選任の登記の日）から二週間以内に、解散の年月日及びその事由を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

- 一 解散届出書
- 二 登記事項証明書

(合併の届出)

第九条 外国法事務弁護士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、合併により設立した外国法事務弁護士法人にあつては第六条の規定の例により、合併後存続する外国法事務弁護士法人にあつては第七条の規定の例により、合併の当事者及びその年月日を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、第六条第二項各号又は第七条第二項各号に掲げる書類のほか、合併により解散した外国法事務弁護士法人に係る次に掲げる書類を提出してしなければならない。

- 一 合併による解散届出書
- 二 登記事項証明書

(清算結了等の届出)

第十条 外国法事務弁護士法人が清算結了の登記をしたときは、清算人は、清算結了の登記の日から二週間以内に、清算結了の登記の年月日を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

- 一 清算結了届出書
- 二 登記事項証明書

3 清算手続中に当該外国法事務弁護士法人について破産手続開始決定があつたときは、清算人は、その旨を本会に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

- 一 破産手続開始決定届出書
- 二 破産手続開始決定書の写し

(届出の方法)

第十一条 第六条から前条までの規定による届出は、外国法事務弁護士法人の主たる事務所の所在する地域において所属する弁護士会を経経てしなければならない。

(届出の様式)

第十二条 第六条から第十条までの規定による届出の様式その他外国法事務弁護士法人の本会に対する届出に関し必要な事項は、規則で定める。

(入会金)

第十三条 外国法事務弁護士法人は、第六条（第九条第一項の規定によりその例によることとされるときを含む。）の規定により届け出るときは、入会金三万円を、主たる事務所の所在する地域において所属する弁護士会を経経て本会に納付しなければならない。

(届出手数料)

第十四条 外国法事務弁護士法人は、第七条（第九条第一項の規定によりその例によることとされるときを含む。）又は第七条の二の規定により届け出るときは、届出手数料二千円を、主たる事務所の所在する地域において所属する弁護士会を経経て本会に納付しなければならない。

2 本会は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により事務所又は社員の住居に甚大な被害を受けた外国法事務弁護士法人から、第七条第一項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については、第五条第一号若しくは第二号の所在場所又は第四号、第七号若しくは第八号の登録事務所に変更があつた場合であつて、同条第三号に掲げる事項に変更がないときに限る。）について変更の届出がなされたときは、前項の届出手数料の納付を免除することができる。

3 本会は、行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更があつた場合において、これに伴い第七条第一項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については、第五条第一号若しくは第二号の所在場所又は第四号、第七号若しくは第八号の登録事務所に変更があつたことに限る。）について変更の届出がなされたときは、第一項の届出手数料の納付を免除することができる。

4 本会は、建物の名称が変更される場合その他事務所又は住居の物理的又は場所的な変更を伴わず、かつ、当該外国法事務弁護士法人又はその社員若しくは使用人である外国法事務弁護士若しくは弁護士の意味に基づかず、事務

所又は住居の所在場所の表示に変更があつた場合において、これに伴い第七条第一項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については、第五条第一号若しくは第二号の所在場所又は第四号、第七号若しくは第八号の登録事務所に変更があつたときに限る。）について変更の届出がなされたときは、第一項の届出手数料の納付を免除することができる。

5 本会は、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号）附則第二条第一項の規定による改製により、当該外国法事務弁護士法人の社員又は使用人である外国法事務弁護士若しくは弁護士に基かず、戸籍の氏名に変更があつた場合において、これに伴い第七条第一項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については、第五条第四号から第八号までの氏名に変更があつたときに限る。）について変更の届出がなされたときは、第一項の届出手数料の納付を免除することができる。

### 第三章 従たる事務所

#### （従たる事務所の設置）

第十五条 外国法事務弁護士法人は、所属弁護士会の地域の内外を問わず、従たる事務所を設けることができる。

2 外国法事務弁護士法人の事務所には、当該事務所の所在する地域において所属する弁護士会に所属する業務執行権を有する社員が常駐しなければならない。

### 第四章 外国法事務弁護士法人等の権利義務

#### （業務範囲外法律事務の禁止等）

第十六条 外国法事務弁護士法人は、外国弁護士法律事務取扱法第五十九条に規定する外国法事務弁護士法人の業務の範囲を超える法律事務を行つてはならない。

2 外国法事務弁護士法人の社員は、外国弁護士法律事務取扱法第三条及び第五条から第七条までに規定する外国法事務弁護士の業務の範囲を超えて、当該外国法事務弁護士法人の業務を執行してはならない。

3 外国法事務弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士及び弁護士は、前二項の規定に違反する行為に関与してはならない。

#### （総会の議決権等）

第十七条 外国法事務弁護士法人は、所属弁護士会及び本会の総会に出席し、意見を述べ、議案を発議し、又は議決権を行使することができる。

#### （選挙権及び被選挙権）

第十八条 外国法事務弁護士法人は、本会の役員及び代議員の選挙権及び被選挙権を有しない。所属弁護士会における役員等の選挙権及び被選挙権についても、同様とする。

#### （共同事務所における事務所の名称等）

第十九条 外国法事務弁護士法人が、外国法事務弁護士、他の外国法事務弁護士法人、共同法人、弁護士又は弁護士法人と事務所を共にするときの事務所の名称並びにその届出及び表示については、別に会規で定める。

#### （外国法事務弁護士の権利義務等の準用）

第二十条 外国特別会員基本規程第十九条、第二十九条、第三十条及び第六十三条第一項の規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。

#### （出版物等の配付）

第二十一条 本会は、特に必要と認める場合のほか、会則第七条の機関雑誌、本会の発行する刊行物その他弁護士に一般に配付する資料を外国法事務弁護士法人に配付しない。

### 第五章 会費

#### （会費）

第二十二条 外国法事務弁護士法人は、本会の会費を主たる事務所の所在する地域において所属する弁護士会を経て、本会に納めなければならない。

2 毎年四月（外国法事務弁護士法人の成立の年にあつては成立の日の属する月とし、種類の変更の年にあつては種類の変更の日の属する月とし、合併の年にあつては合併の日の属する月の翌月とする。）から翌年三月までの間の本会の会費の月額は、次の各号に掲げる社員の人数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一人 金二千四百円

二 二人以上十人以下 金五千五百円

三 十一人以上 金一万二百円

3 前項の社員の人数は、毎年一月一日（外国法事務弁護士法人の成立の年にあつては成立の日とし、種類の変更の

年にあつては種類の変更の日とし、合併の年にあつては合併の日とする。)における社員の人数によるものとする。

4 外国弁護士法律事務取扱法第六十七条第二項において準用する法第三十条の二十三第一項第四号又は第七号の規定により解散した外国法事務弁護士法人は、解散した日の属する月の翌月から、本会の会費の納付を要しない。

5 外国弁護士法律事務取扱法第六十七条第二項において準用する法第三十条の二十三第一項第六号の規定により解散した外国法事務弁護士法人に係る本会の会費の徴収については、別に会規で定める。

(特別会費)

第二十三条 外国法事務弁護士法人は、特別の必要がある場合には、特別会費を主たる事務所の所在する地域において所属する弁護士会を経て、本会に納めなければならない。

2 外国特別会員基本規程第六十六条第二項並びに前条第四項及び第五項の規定は、外国法事務弁護士法人の特別会費の徴収について準用する。

(会費等の徴収)

第二十四条 弁護士会(外国法事務弁護士法人が複数の弁護士会に所属するときは、主たる事務所の所在する地域において所属する弁護士会)は、毎月末日において所属する外国法事務弁護士法人から本会の会費及び特別会費を徴収して二か月以内に本会に送金しなければならない。

(会費等の滞納)

第二十五条 外国法事務弁護士法人が六か月以上本会の会費又は特別会費を滞納したときは、所属弁護士会(外国法事務弁護士法人が複数の弁護士会に所属するときは、主たる事務所の所在する地域において所属する弁護士会)の同意を得て、外国弁護士法律事務取扱法第八十三条第二項に規定するところにより懲戒することができる。

## 第六章 雑則

(社員となる資格証明書等)

第二十六条 本会は、外国法事務弁護士法人の社員になろうとする者の申請に基づき、当該外国法事務弁護士が外国弁護士法律事務取扱法第五十八条に規定する外国法事務弁護士法人の社員となる資格を有すると認めるときは、社員となる資格証明書を発行する。

2 前項の社員となる資格証明書その他外国法事務弁護士法人の登記手続に必要な添付書類で弁護士会又は本会が発行する証明書に関し必要な事項は、規則で定める。

(弁護士会等による清算人の選任の申立て)

第二十七条 外国法事務弁護士法人が外国弁護士法律事務取扱法第六十七条第二項において準用する法第三十条の二十三第一項第六号又は第七号に掲げる事由により解散した場合において必要があるときは、当該外国法事務弁護士法人の主たる事務所の所在する地域において所属する弁護士会は、裁判所に清算人の選任の申立てをしなければならない。ただし、本会が必要と認めるときは、本会が申立てをする。

## 附 則

1 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。

(平成二十七年政令第四一四号で平成二十八年三月一日から施行)

2 この規程の施行日の属する年における第二十二条第二項の規定の適用については、同項中「毎年四月」とあるのは「施行日の属する月」と読み替えるものとする。

附 則 (平成二十七年一二月四日改正)

第二十二条第二項第一号から第三号までの改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一日会規第一一五号)

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係)の整備に関する規程 第五条、第六条、第七条、第七条の二、第八条、第十四条、第十六条、第十九条、第二二条、第二五条、第二六条、第二七条改正

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一一号で令和四年一月一日から施行)

附 則 (令和三年一二月三日改正)

第二十二条第二項第一号から第三号までの改正規定は、令和四年四月一日から施行する。